

NEWS LETTER

2005年6月3日 No.527

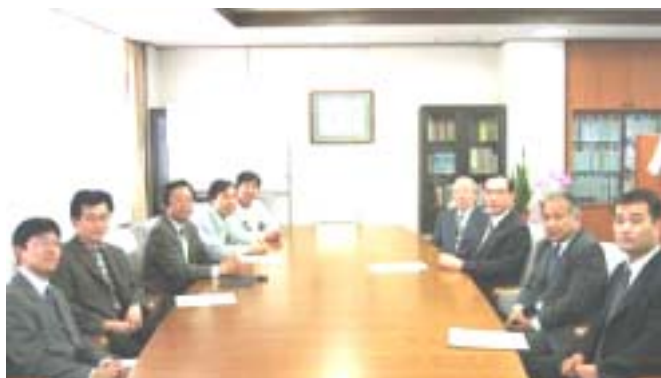
三重大学教職員組合発行

直通：059-231-4447（内線 2169）

E-mail：KYF03351@nifty.ne.jp

URL：http://homepage2.nifty.com/mie-union/

団体交渉に関する労働協約を締結、団体交渉に向けて準備中



締結が急がれていました「団体交渉に関する労働協約」が、4月19日に正式に締結されました。団体交渉協約の締結は、独立行政法人化を受けて、昨年度来より組合執行部と大学との間で話し合いが進められてきました。協約の署名は、組合側が執行委員（5名）、大学側よりは豊田学長をはじめに渡辺副学長および事務方学長、労務担当理事、事務局長、人事部長、職員係長の出席のもとで、学長室にておこなわれました。

労働協約が締結されたことを踏まえて、組合では早急に団体交渉を行うべく準備を進めています。現在、団体交渉要求項目（案）を公開し、各支部からの意見徴収を行っています。要求項目（案）は、組合ホームページにも掲載しています。ご意見がある方は、是非中央執行委員会までお寄せください。

団体交渉に関する労働協約

国立大学法人三重大学（以下「甲」という。）と三重大学教職員組合（以下「乙」という。）とは、団体交渉について、次のとおり協定する。

（団体交渉への応諾）第1条 甲及び乙は相手側から団体交渉の申し入れがあった場合には、速やかにこれに応じる。速やかに応じることができないときは、事情の説明をし、応じることができる時期を示すものとする。

（交渉委員）第2条 団体交渉の交渉委員については、権限ある者の中から両当事者が任意に選任し、あらかじめ相手方に通告する。

（交渉事項）第3条 団体交渉の対象となる事項は、組合員の労働条件その他待遇に関する一切の事項、甲と乙の労使関係に関する事項、及び双方が認めた事項とする。

（事前交渉）第4条 甲及び乙は、団体交渉の付議事項を書面で相手側に提出しなければならない。

2 交渉事項、日時、交渉担当者数、傍聴者の取扱いについては、団体交渉申し入れ後速やかに両当事者間で協議し決定する。

（勤務時間中の団体交渉参加への扱い）第5条 団体交渉は、勤務時間中に行うことができる。

2 組合員が勤務時間中に団体交渉に参加する場合には、誠実義務の免除手続きをとる。

（合意文書の作成）第6条 団体交渉事項で甲乙双方が合意したものについては、原則として直ちに成文化し、甲乙それぞれを代表する者が記名押印する。

2 前項の文書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。

（有効期限）第7条 この協約の有効期限は2006年3月31日とする。ただし、有効期限満了前に甲又は乙が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

（署名・印については省略）

就業規則などの一部が改定されました！

今年4月1日に、三重大学の就業規則および関連規程の一部が改定されました。今回の改定での変更点には、これまで教職員組合として要求していた点も含まれており、不十分ながらも全体としては労働条件の改善につながるものとなっています。今後も過半数代表の方々とも協力しながら、就業規則などの一層の改善に努めていきたいと思っております。

改定された就業規則などは大学のHPで見ることができます。

今回の改定での主な変更点は、以下の通りです。

- ・ 試用期間の6ヶ月から3ヶ月への短縮
- ・ 育児休暇の取得可能者を非常勤職員に拡大
- ・ ハラスメントに関する規定の拡充
- ・ 配偶者出産休暇の拡充
- ・ 非常勤職員の給与および勤務時間に関わる規程の整備
- ・ 懲戒処分に関する規程の整備

非常勤職員の「空白の1日」がなくなりました！

これまで1年単位で雇用されている非常勤職員の雇用期間は、4月1日から翌年3月30日までとされ、3月31日に雇用が中断されていました。これは国家公務員時代の規則等に基づくものであり、法人化されて以降は、3月31日の雇用を中断する根拠はありません。むしろ、合理的な理由のない雇用の中断であり、不適切な雇用契約と言えます。

昨年度は国家公務員時代の慣行が継続され、3月31日の雇用が中断されていましたが、今年度より1年単位で雇用されている非常勤職員の雇用期間は、4月1日から翌年3月31日となり、いわゆる「空白の1日」がなくなりました。このことにより、数年間にわたって継続して雇用された場合には、名実ともに継続雇用となり、雇い止め（雇用契約の未更新）に関して、一定の制約が加わります。

三重大学教職員組合・行動日誌（2005年4月～5月）

月 日

- | | |
|--------|--|
| 4 . 7 | 第4回中央執行委員会 |
| 14 | 支部代表者会議（教・後藤書記長、生・高松委員長、人・西川委員長、工・市川委員長、中村書記長） |
| 15～16 | 全大教書記研修会（太田） |
| 19 | 団体交渉に関する労働協約の締結 |
| 24 | 全大教単組代表者会議・教職員共済大学支部運営委員合同会議
（徳田書記長・太田） |
| 5 . 19 | 第5回中央執行委員会 |
| 21 | 全大教技術職員部会（工・中村書記長） |

イベントのお知らせ

第50回三重県・第43回中勢地区 母親大会 in 津

とき : 05年6月26日(日)9:30～16:00 会場 : 三重大学生物資源学部・三翠ホール

記念講演(14:20～)講師:東大教授・九条の会 小森 陽一さん

『子どもたちに夢と平和を ～いま、憲法・教育基本法を守るとき～』

主催:三重県・中勢地区母親大会実行委員会(参加チケットは教職員組合にあり)